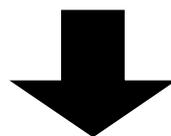


## 5. 仮想通貨交換業者の必要性

インフラの担い手・運営者が受け取る報酬  
ビジネスレイヤーでのコミュニティ運営のインセンティブ  
異なるインフラ間での価値交換・両替  
インフラ利用者のための燃料供給



法定通貨⇔仮想通貨・仮想通貨⇔仮想通貨での価値交換による  
現実社会とネット上の価値ゲートウェイ

||

### 仮想通貨交換業者

厳重なセキュリティが保たれた保管  
交換のマッチング  
利用者保護  
AML 対策  
金融機関に準じる態勢・自主規制の整備・適用・遵守  
発行者のモニタリング

## 6. 仮想通貨に係る法制度整備の経緯

### ■ 利用者保護の必要性

- 平成26年 世界最大のビットコイン取引所MTGOXが破綻  
⇒ 現在は民事再生手続が開始
- 仮想通貨取引に関する利用者保護の必要性

### ■ マネロン・テロ資金供与対策（AML/CFT）の必要性

- 仮想通貨は、低コストかつ即時の国際的決済手段としての利便性と（一定程度の）匿名性を有していることから、マネロン・テロ資金供与への悪用が懸念
- 平成27年6月、G7エルマウ・サミット首脳宣言を受けた、FATF（金融活動作業部会）の仮想通貨に関するガイダンス「各国が、仮想通貨と法定通貨を交換する取引所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等の規制を課すべきである」

## 6. 仮想通貨に係る法制度整備の経緯

- **改正資金決済法、改正犯収法の公布（2016年6月3日）**
  - 仮想通貨の定義
  - 仮想通貨交換業の定義及び登録制の導入
  - 仮想通貨交換業者を犯収法上の特定事業者指定、KYC義務を導入
- **改正資金決済法、改正犯収法の施行（2017年4月1日）**
  - 仮想通貨交換業者に関する内閣府令
  - 事務ガイドライン：仮想通貨交換業者関連
- **仮想通貨の譲渡に関する消費税の非課税化（2017年7月1日）**
- **みなし業者の登録申請の猶予期限（2017年9月30日）**
- **仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの公表（2017年12月6日）**

# 7. 仮想通貨の定義

## 【資金決済法における仮想通貨の定義】

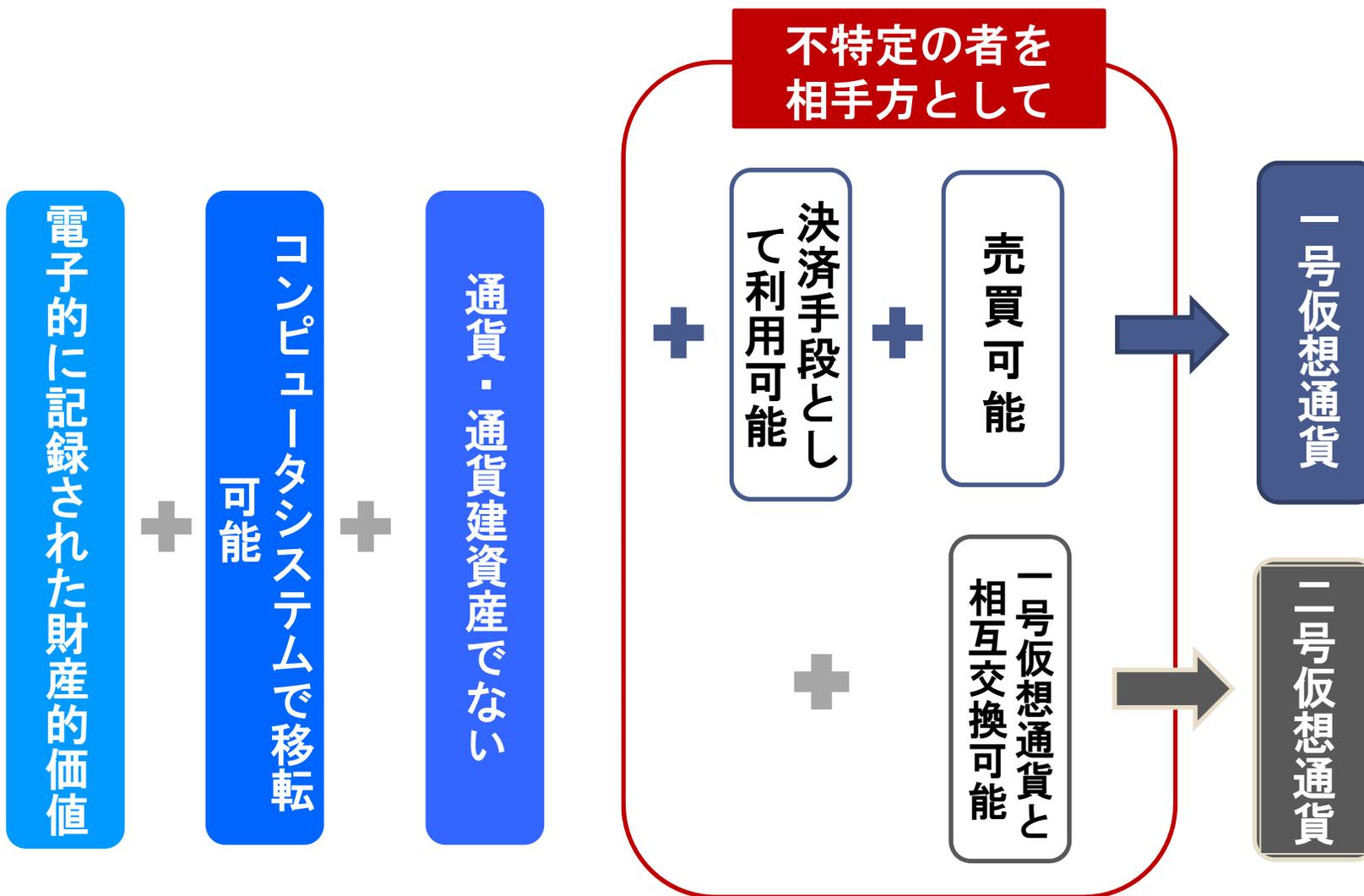
### ■ 一号仮想通貨（改正資金決済法2条5項1号）

- 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

### ■ 二号仮想通貨（改正資金決済法2条5項2号）

- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

# 7. 仮想通貨の定義



# (参考) トークンの法的分類

